医療法人栄仁会 訪問看護ステーション 京たなべ　運営規程

（事業の目的）

第1条　医療法人栄仁会が開設する医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ（以下「ステーションという。）が行う訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護・介護予防訪問看護提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　ステーションの看護師等は、要支援者・要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　医療法人栄仁会 訪問看護ステーション 京たなべ

②　所在地　　京都府京田辺市河原受田 46 番 1

（職員の職種・員数・及び職務内容）

第4条　ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

①　管理者　　1 名（常勤　看護師と兼務）

管理者はステーションにおける職員の管理及び指定訪問看護･指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握やその他の管理を一元的に行う。

②　看護師　　3 名以上（常勤兼務 1 名　常勤専従 2 名以上）

看護師は、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条　ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び、12 月 29 日より 1 月 3 日までを除く。（必要時はご相談に応じます）

②　営業時間　午前 9 時 00 分より午後 5 時 30 分までとする。(必要時はご相談に応じます)

③　緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算体制をとっており、24 時間 365 日利用者及び家族より携帯電話等により看護に係る意見を求められたときに、常時対応、必要時訪問看護を提供する。

（訪問看護の内容）

第6条　指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

①　病状・障害の観察
②　清拭・洗髪等による清潔保持
③　食事排泄等、日常生活の世話
④　褥瘡の予防・処置
⑤　介護予防リハビリテーション・リハビリテーション
⑥　ターミナルケア
⑦　認知症・精神疾患の看護
⑧　療養生活や介護方法の指導
⑨　カテーテルなどの管理
⑩　その他、医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条　指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

２、　次条における通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に要した交通費及びその他の費用については別紙に定める。

前項の費用の支払いを受ける場合には､利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条　通常の実施地域は、京田辺市、八幡市、城陽市、井手町とする。

（緊急時における対応方法）

第9条　看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機に応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

２、　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止）

第10条　ステーションは、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応等に務めるものとする。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその内容を職員に周知する。
② 虐待防止のための指針を整備する。
③ 虐待防止のための研修を定期的に実施する（年１回以上）
④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体拘束等の適正化）

第 11 条　ステーションは、原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとする。ただし、利用者または他人の生命、身体を保護するため、緊急且つ、やむを得ない場合に利用者または身元引受人等に説明し、同意を得た上で必要最小限の拘束を行うことがある。
その場合、拘束を行った日時、理由等についての記録を行う。
また、ステーションとして身体拘束を無くしていく取り組みを行うものとする。

（衛生管理等）

第 12 条　ステーションは従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2、　ステーションはステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その内容を従業員に周知する。
②ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
③ステーションにおいて、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定）

第 13 条　ステーションは、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画を策定し､必要時には計画に沿った措置を講じる。

2、　ステーションは従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3、　ステーションは、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行う。

（その他、運営についての留意事項）

第 14 条　訪問看護・介護予防訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

①　採用時研修　　採用後 6 ヶ月以内

②　継続研修　　年 1 回以上

2、　訪問看護・介護予防訪問看護ステーションの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、　訪問看護・介護予防訪問看護ステーションの職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる旨を、職員との雇用契約により定める。

4、　利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者及び家族の個人情報を用いない。主治医や医療機関等に利用者の心身等に関する情報や居宅介護支援事業者等との連携を図る等、正当な理由がある場合にはその情報が用いられる者の事前の同意を得たうえで個人の情報を用いる事ができるものとする。

5、　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人とステーション管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則　この規程は、平成１２年　７月１０日から施行する。
平成１３年１１月　１日から施行する。
平成１７年　４月　１日から施行する。
平成１８年　４月　１日から施行する。
平成１９年　４月　１日から施行する。
平成２０年　４月　１日から施行する。
平成２０年　９月　１日から施行する。
平成２２年　４月　１日から施行する。
平成２１年　４月　１日から施行する。
平成２１年　６月　１日から施行する。
平成２２年　２月２３日から施行する。
平成２３年　４月　１日から施行する。
平成２４年　４月　１日から施行する。
平成２５年　４月　１日から施行する。
平成２５年　５月　１日から施行する。
平成２６年　２月　１日から施行する。
平成２６年　３月２４日から施行する。
平成２６年　４月　１日から施行する。
平成２６年　５月　１日から施行する。
平成２６年　６月　１日から施行する。
平成２７年　４月　１日から施行する。
平成２８年　３月　１日から施行する。
平成２８年　４月　１日から施行する。
平成２９年　３月　１日から施行する。
平成２９年　４月　１ 日から施行する。
平成３０年　４月　１日から施行する。
令和　元年１０月　１日から施行する。
令和 元 年１２月１５日から施行する。
令和　２年　４月　１日から施行する。
令和　３年　１月　１日から施行する。
令和　３年　４月　１日から施行する。
令和　４年　４月　１日から施行する。
令和　５年　４月　１日から施行する。
令和　６年　４月　１日から施行する。
令和　７年　４月　１日から施行する。